「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（案）」に対する府民意見等の募集結果

【募集期間】 平成26年12月19日（金曜日）から平成27年1月19日（月曜日）まで

【募集方法】 郵送、ファクシミリ、電子申請

【募集結果】 「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（案）」（以下「本計画」という。）に対するご意見等を募集した結果、1名（うち、団体１）の方から1件のご意見・ご提言をいただきました。寄せられたご意見等の概要と、これに対する大阪府の考え方は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 項 目 | ご意見・ご提言の概要 | 大阪府の考え方 |
| 1 | 第5章第三次計画の基本目標及び具体的取り組み | 案で示されている施策については、どれも賛成でありますが、これをどのように実践的にして、活用されやすくするかが課題であり、できるだけ窓口を大きく、市民参加・ボランティア参加を容易にすることで、該当する人が気軽に相談や施策の活用ができるようにすること。具体的には、１．就労確保・家事休業の補償・正規雇用への転換等を府内の各企業に啓発を強化する。一人親家庭の親の就労の確保のため、優先雇用をした企業への助成金を国・府で積み増しする。就労中の親に、特別な家事休業や半日休業制度等を社内規定で設けさせる。非正規の労働者には、正規雇用化を求める。等を啓発し一定の助成をする。また、保育所等の充実のために、企業集中地域、同業種ごと、又は健康保険組合ごと等で保育所建設を促し、一定の助成を国や自治体が行う。啓発の方法は、中小企業には、訪問啓発を行うため、一定期間、NPO等への委託事業として実施する。大企業には特に強く要請するため、関西の経済団体・商工会議所と定期協議する。２．大阪府の独自の条例で、「社会的貢献企業制度」（仮称）を設けて、前項１を推進した企業や、今後実施したい企業を登録会社とする。この企業には研修や講座を実施し、広く参加を募る。登録会社には国・自治体発注事業やその他、公契約入札などでの点数加点を行う。３．相談窓口の充実のために、自治体窓口だけでなく、府内に100ヶ所程の民間相談所を認定し連携する。認定する相談書はNPOや社会福祉法人から応募を募り、適格審査の上で府が認定する。これらの団体（相談所）は、自治体相談の一歩手前の相談所として活用しやすくするために、定期検査・研修・指導を府や自治体が行う。そのために一定の助成を行う。この団体と従事者には、これを証明する「資格証」的なものをもたせる。これらの団体は、ハローワーク等とも連携を密にする。 | 　本計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の状況等把握のために実施したアンケート調査におきましても、相談窓口となる公的な施設や支援制度を知らない・活用していないといった方が大半を占め、取組みを進めるにあたり大きな課題と考えております。　そこで、第三次計画の推進にあたりましては、関係機関や団体等がより一層の連携・協力して取り組むことに加え、114ページ記載のとおり、地域住民やボランティアにも見守りや声掛け、相談支援機関へのつなぎなどに参画していただくなど、それぞれが連携してひとり親家庭を支援していく体制の構築に努めてまいります。また、具体例としていただいたご意見のうち、就労については94から96ページに記載しているように、各種助成金制度の紹介やその活用促進などにより、ひとり親家庭の正規雇用への転換など、安定雇用に向けた企業への啓発や働きかけ等を、関係機関とも連携し取組みを進めてまいります。その他ご意見の趣旨は、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。 |